＜喫煙可能室(店)届出チェックリスト＞　届出の際にご提出ください

該当する場合、□に✓を入れてください。届出にはすべての項目に✓することが必要です。

※喫煙可能室とは・・・店内の一部に設置する喫煙室（喫煙室内の飲食可）のこと
　喫煙可能店とは・・・店内の一部ではなく、店内全てを喫煙可能とするお店のこと

■１　以下のㇰ～ㇴをすべて満たす飲食店である

□ㇰ2020 年４月１日時点で営業している
□ㇱ資本金または出資の総額が 5000 万円以下である
　　但し、資本金の額が 5000 万円以下であっても、下記の会社は除く
・一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上を有する会社
・大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２以上を有する会社
□ㇴ客席面積が 100 ㎡以下である
　＊客席とは厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除いた部分を指す

■２　喫煙可能室（店）について必要な措置を理解している

□標識（ステッカー）の掲示
・喫煙可能室設置の場合　→店舗の出入口に喫煙可能室ありと掲示。
　　喫煙可能室に喫煙可能室、20 歳未満立入禁止の掲示
・喫煙可能店の場合→店舗の出入り口に喫煙可能店と掲示

□喫煙可能室及び喫煙可能店への 20 歳未満の者（従業員含む）の立入り禁止

□喫煙可能室及び喫煙可能店の要件
・喫煙可能室は設置基準あり
・喫煙可能店は壁、天井等により他の場所へたばこの煙が流出しないよう区画する
　※詳しくは「佐賀県　健康増進法の一部を改正する法律について」（HP）を検索し、「既存特定飲食提供施設の管理権限者の責務」を確認すること。

□管理権原者は喫煙可能室（店）設置施設に下記の書類を備え付ける必要がある
・客席部分の床面積に係る書類（店舗図面等）
・資本金の額又は出資の総額に係る資料
例）資本金の額や出資の総額が記載された登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等

□届け出た内容に変更等が生じた場合
・変更の事実を証明できる書類を添えて、変更届を提出する。
・喫煙可能室（店）を廃止する場合は廃止届を提出する
※詳しくはＨＰにて確認すること

上記内容について理解した上で、届出を行います。

届出日　　年　　月　　日
届出者名　（　　）
届出施設名（　　）